

鹿児島県行政不服審査会条例（平成27年鹿児島県条例第48号）

（設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく附属機関として、鹿児島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員の服務）

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第4条第1項の規定は、専門委員について準用する。

（会議）

第7条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（罰則）

第10条 第4条第1項（第6条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成28年4月1日）